資料－4

藤本発電所（荒瀬ダム）の水利使用による損失の考え方

平成22年2月28日
九州地方整備局

水利調整手続の概要（関係河川使用者の同意がない場合）No.1

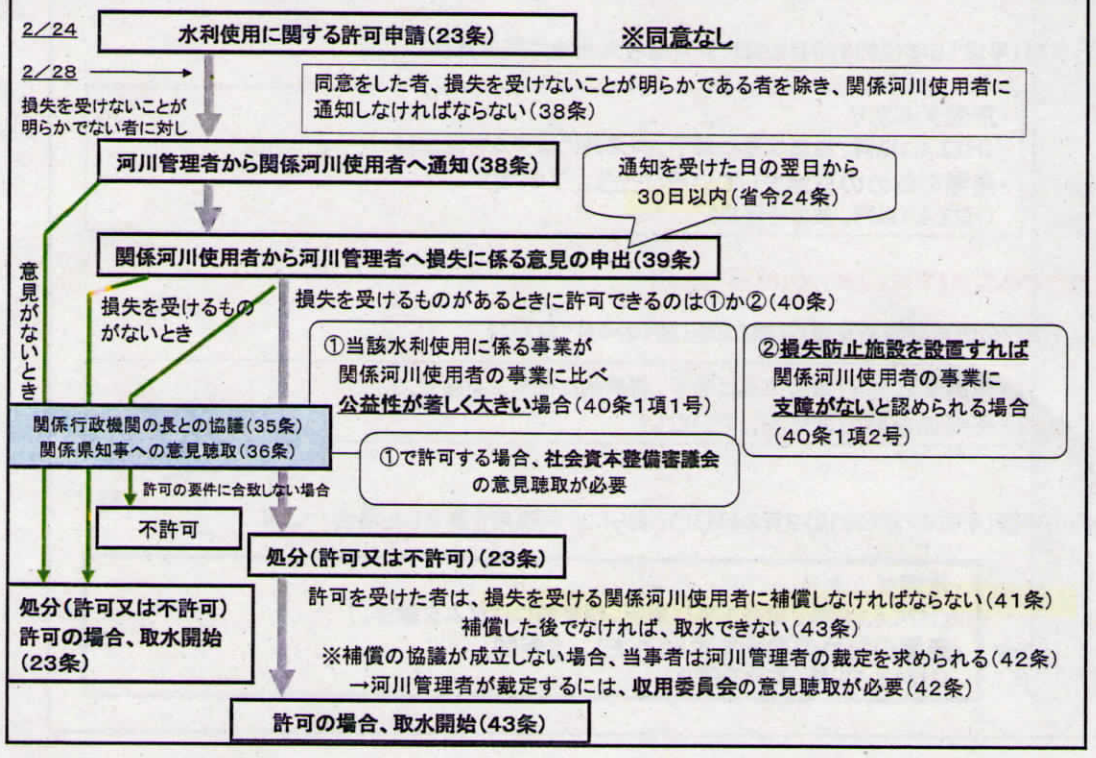

荒瀬ダムの23条・24条の審査について　No.2

熊本県からの申請
23条（流水の占用）・24条（河川区域内の土地の占用）

同意の有無にかかわらず行う審査

【行政手続法に基づく審査基準】
①水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること

②申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること

③河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること

④流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと

関係河川使用者の同意がないことにより行う審査・手続

申請後速やかに

損失を受ける関係河川使用者の有無
（河川法第38条に基づく通知の必要性）

必要 → 通知不要の場合 水利調整手続終了

関係河川使用者への通知

意見あり（30日以内） → 意見がない場合 水利調整手続終了

関係河川使用者からの意見

審査をクリア

損失の有無、損失の程度　等

関係河川使用者に損失があるとき、①損失防止施設を設置又は②公益性を比較（社整審への意見聴取）

許可できない → 不許可

許可できない

許可できる → 23条・24条許可

九州地整・助言を頂く有識者の会

社整審

損失を考える際に比較する状態の考え方　No.3

現行許可（平成15年（2003）3月26日：許可権者九州地方整備局長）

- 荒瀬ダムあり
  （H22.4.1以降、撤去工事に着手。将来的にはダムを撤去。）
- 発電のための取水をしている（ただし、7年間）
  （H22.4.1以降、取水を停止）

現行許可の期限（平成22年（2010）3月31日）

【現行の許可期限到来後（平成22年（2010）4月1日～）】

- 荒瀬ダムあり（撤去工事に着手。将来的にはダムを撤去。）
- 発電のための取水をしていない

比較

今回の申請（平成22年（2010）2月24日）のとおりに水利使用を許可した場合

- 荒瀬ダムあり
  （H24.4.1以降、撤去工事に着手。将来的にはダムを撤去。）
- 発電のための取水をする（ただし、2年間）
  （H24.4.1以降、取水を停止）

河川法上の水利調整に関する規定（1）　No.4

（水利使用の申請があつた場合の通知）
第38条　河川管理者は、水利使用に関し第23条又は第26条第1項の**許可の申請があつた場合**においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第23条から第29条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「**関係河川使用者**」と総称する。）**に通知しなければならない**。
ただし、当該水利使用により**損失を受けないことが明らかである者**及び当該水利使用を行うことについて**同意をした者**については、**この限りでない**。

（河川に関し権利を有する者）
施行令第21条　法第38条の政令で定める**河川に関し権利を有する者**は、**漁業権者及び入漁券者**とする。

（関係河川使用者の意見の申出）
第39条　前条の通知があつたときは、**関係河川使用者は**、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける**損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる**。

施行規則第24条（抜粋）
2　**申出は**、通知を受けた日の翌日から起算して**30日以内**にしなければならない。

（申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件）
第40条　河川管理者は、水利使用に関し第23条又は第26条第1項の**許可をしようとする場合**において、前条の申出をした関係河川使用者で当該申請に係る**水利使用により損失を受けるものがあるときは**、当該水利使用を行うことについて当該関係河川使用者の**すべての同意がある場合を除き、次の各号の一に該当する場合でなければ、その許可をしてはならない**。
一　**当該水利使用に係る事業**が関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業に比し**公益性が著しく大きい場合**
二　**損失を防止するために必要な施設を設置すれば**関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業の実施に**支障がないと認められる場合**
2　国土交通大臣は、**前項第一号に該当**するものとして水利使用に関し第23条又は26条第1項の**許可をしようとする場合**においては、**あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない**。

河川法上の水利調整に関する規定（2）　No.5

（水利使用の許可に係る損失の補償）
第41条　水利使用に関する第23条又は第26条第1項の許可により**損失を受ける者があるとき**は、当該水利使用に関する**許可を受けた者がその損失を補償しなければならない**。

（損失の補償の協議等）
第42条　前条の規定による**損失の補償で関係河川使用者に係るもの**については、**水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者とが協議**しなければならない。
2　前項の規定による**協議が成立しない場合**においては、当事者は、政令で定めるところにより、**河川管理者の裁定を求めることができる**。
4　河川管理者は、第2項の**裁定をしようとする場合**においては、あらかじめ、関係河川使用者が当該河川の使用を行なう土地の所在する**都道府県の収用委員会の意見をきかなければならない**。
5　第2項の**裁定に不服がある者**は、その裁定があった日から**60日以内**に、**訴えをもってその変更を請求することができる**。
7　第5項の規定による**訴えの提起**は、水利使用及び当該水利使用に係る**事業の実施を妨げない**。

（流水の貯留又は取水の制限）
第43条　水利使用の**許可を受けた者**は、第39条の申出をした関係河川使用者に係る前条第1項の協議又は同条第2項の裁定に係る**損失を補償した後**（損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）**でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない**。（以下省略）